

上下水道事業検討委員会 (第3回会議)

平成30年5月18日

会議次第

〔論点整理〕

1. 第2回会議の振り返り (2月23日開催)

〔議事〕

2. 下水道と合併浄化槽の費用比較 《宇部市の現状》

3. 整備区域の見直しエリア

1. 第2回会議の振り返り

①国土交通省の方針
(汚水整備の考え方)

②今後の考えられる方向性
(問題点・課題)

- A案
- B案

1. ① 国土交通省(汚水整備の考え方)

➤ 都道府県構想の見直しと10年概成

国土交通省、農林水産省、環境省
が共同で

【都道府県構想策定マニュアル】
を策定（平成26年1月）

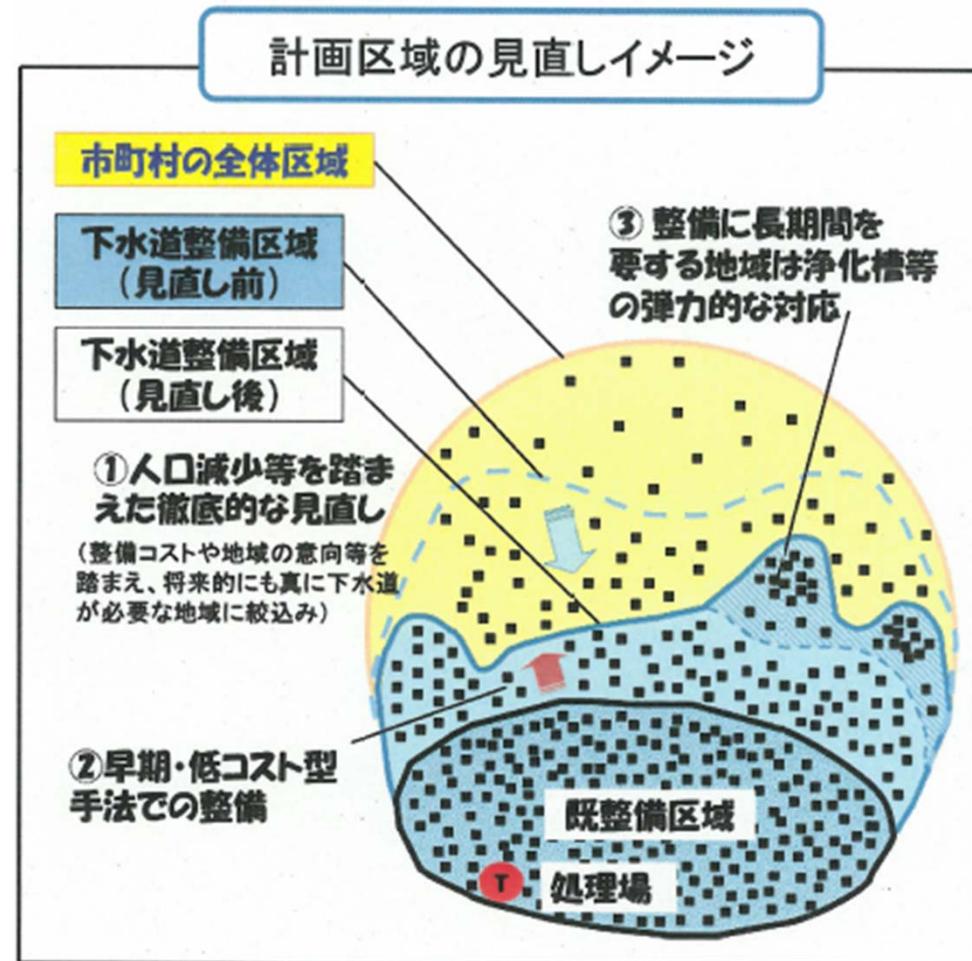
⇒ 人口減少(高齢化)、経済性、
整備時期等を踏まえた
「徹底的な下水道区域の見直し」
を要請

《概成の目安》

平成38年度末の
汚水処理人口普及率 95%

宇部市の普及率

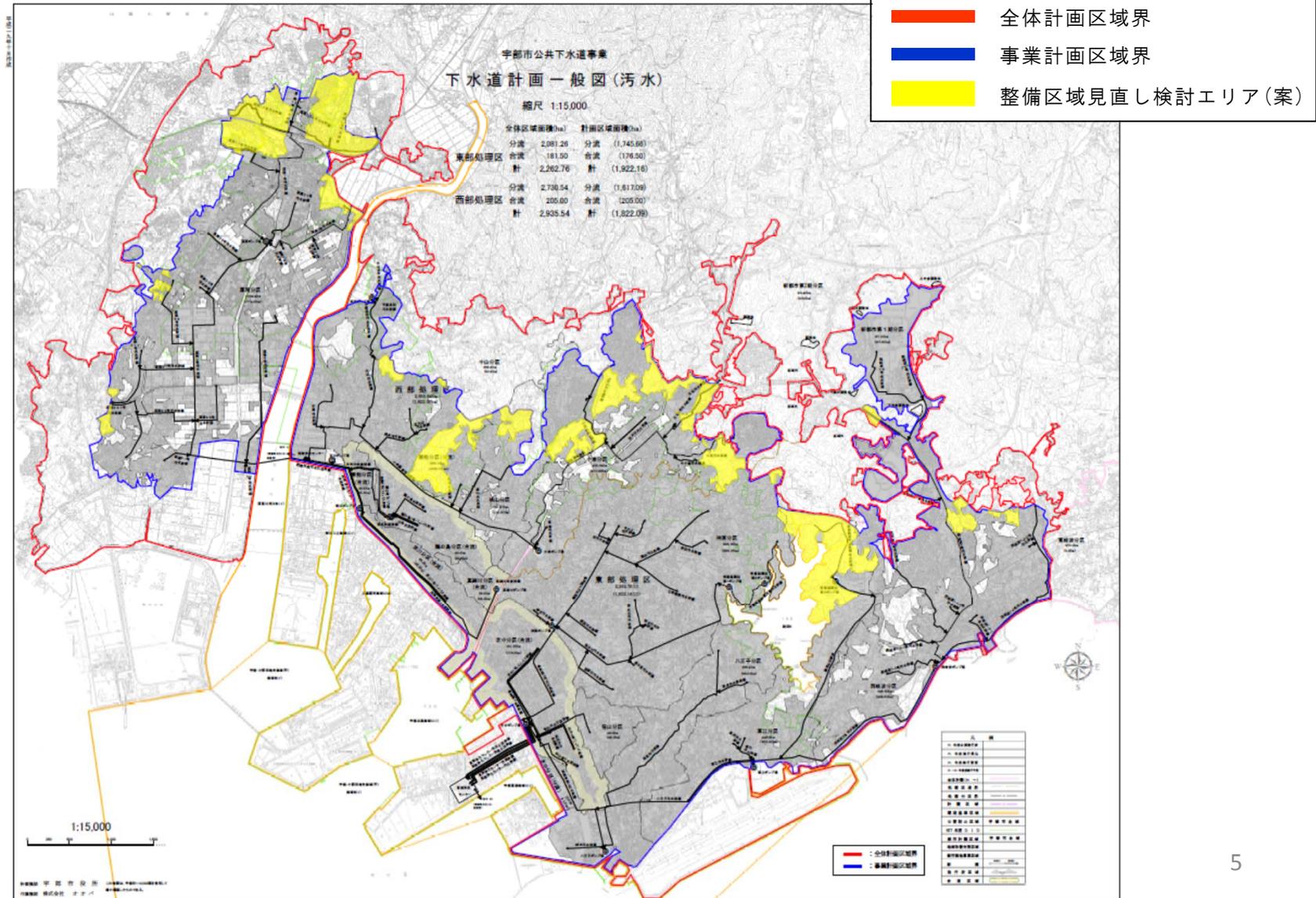
⇒ 91.2% (H30.3月末)



(国土交通省の都道府県構想配布資料より引用)

1. ① 国土交通省(汚水整備の考え方)

➤ 東部・西部処理区の見直しイメージ



1. ② 今後の考えられる方向性『A案』

A案『現計画を推進（集合処理）』

➤ 問題点1：汚水の普及促進に対して時間を要する

- 事業計画区域の未整備残面積 ⇒ 約 180 ha
- 総事業費（試算額） ⇒ 約 35 億円
- 1年間の投資可能額 ⇒ 約 1 億円

※ 整備期間 ⇒ 約 35 年間

住民側から見ると

“まだ待たないといけないのか”

1. ② 今後の考えられる方向性『A案』

A案『現計画を推進（集合処理）』

➤ 問題点2：維持管理する資産が増大

- 管路総延長 ⇒ 約 740 km
- ポンプ場 ⇒ 16 箇所
- 浄化センター ⇒ 3 箇所

点検調査費用に加え、修繕・改築更新費が増大

※ 資産増大 ⇒ 維持管理費が増大

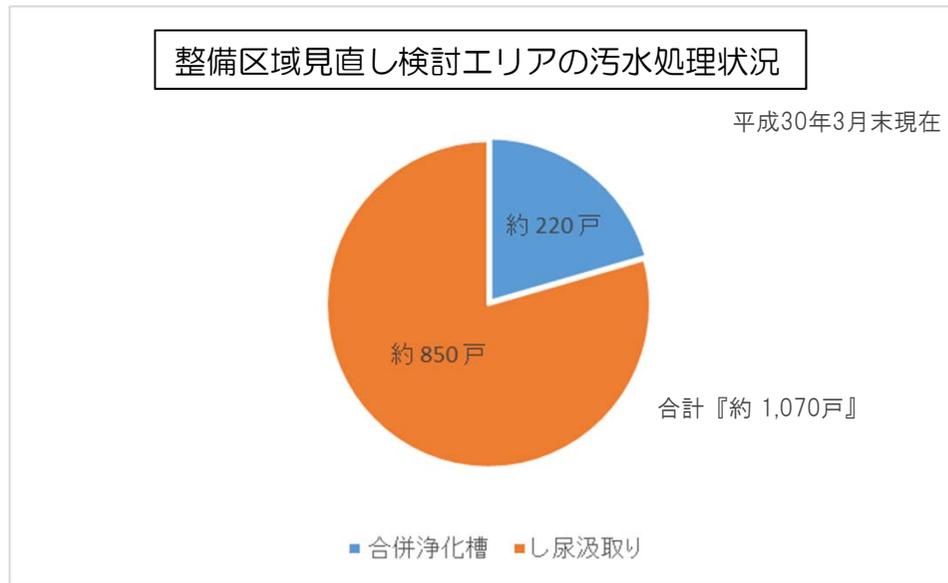
住民側から見ると

“下水道使用料の大幅アップとなる”

1. ② 今後の考えられる方向性『A案』

A案『現計画を推進（集合処理）』

➤ 問題点3：合併浄化槽が普及



約 20%の世帯が
合併浄化槽により
水洗化済み

経営側から見ると “浄化槽家屋に対する費用対効果”

まとめ “A案…検討する時期にきている”

1. ② 今後の考えられる方向性『B案』

B案『整備区域の見直し

～下水道から合併浄化槽へ～』

- 検討課題1：下水道と合併浄化槽の
使用感および費用比較
- 検討課題2：整備区域の見直しエリア

※ 住民目線での問題点・課題の整理が必要

2. 下水道と合併浄化槽の費用比較 《宇部市の現状》

①イニシャルコスト
(初期費用)

②ランニングコスト
(維持費用)

③課題解決に向けて

2. ① イニシャルコスト(初期費用) <<宇部市の現状>>

➤ 公共下水道

受益者負担金 **87,100 円…①**
※ 過去10ヶ年の受益者負担金の平均 (約290㎡)

➤ 合併浄化槽〔5人槽〕

浄化槽設置費用 689,000 円 ※ 実態調査(見積等)による

補助金(定額補助) −332,000 円 ※ 基準額 837,000円

個人負担計 **357,000 円…②**

➤ 公共下水道と合併浄化槽の差額

② − ① = **269,900 円**

2. ② ランニングコスト(維持費用)

《宇部市の現状》

➤ 公共下水道〔2.1人〕 宇部市の平均世帯内人数

下水道使用料 **33,500** 円/年…①

※ 直近1ヶ年の一般家庭の平均 (約 210m³/年)

➤ 合併浄化槽〔5人槽〕

清掃費用 (汚泥含む) 54,000 円 ※ 実態調査(聞き取り)による

法定点検 5,500 円

電気代等 5,500 円

個人負担計 **65,000** 円/年…②

➤ 公共下水道と合併浄化槽の差額

② - ① = **31,500** 円/年

公共下水道 ⇒ 実態による

合併浄化槽 ⇒ 現状では5人槽が最小規格

2. ③ 課題解決に向けて(初期費用)

【参考】厚東・二俣瀬地区の污水対策

『集合処理方式に替わる個別合併処理浄化槽による整備』
地区における最良の污水整備手法として、個別合併
処理浄化槽の設置・促進を選択。

1 設置・促進の方策

合併浄化槽の設置に係る通常補助金に加え、**通常補助額の50%を上乗せ補助金として補助**

人槽	基準額 (円)	通常補助額 (円)	上乗せ補助額 (円)	補助金の計 (円)
5	888,000	354,000	177,000	531,000

2 上乗せ補助期間

平成16年度から、概ね10年間

個人負担額 357,000円

3 上乗せ補助対象地区の範囲

広瀬地区を除く、厚東地区及び二俣瀬地区の全部の範囲

※広瀬地区については、通常の合併浄化槽補助制度の適用

4 補助対象者

専用住宅（居住スペース1/2以上の併用住宅を含む）に使用する合併処理浄化槽を設置する者

2. ③ 課題解決に向けて(維持費用)

合併浄化槽の維持費用を削減するには…

- 合併浄化槽の最小規格は「5人槽」
- 5人槽から3人槽へダウンサイジング可能か
 - ・ 最小規格「3人槽」の認可
 - ・ 定期点検頻度（年3回以上）の削減
- 『法律』等のハードルがあり、即実現とはならない



合併浄化槽の維持費用削減に向けて、
関係機関との協議を行う。

3. 整備区域の見直しエリア

①見直しエリア(案)

②見直し検討エリアの状況

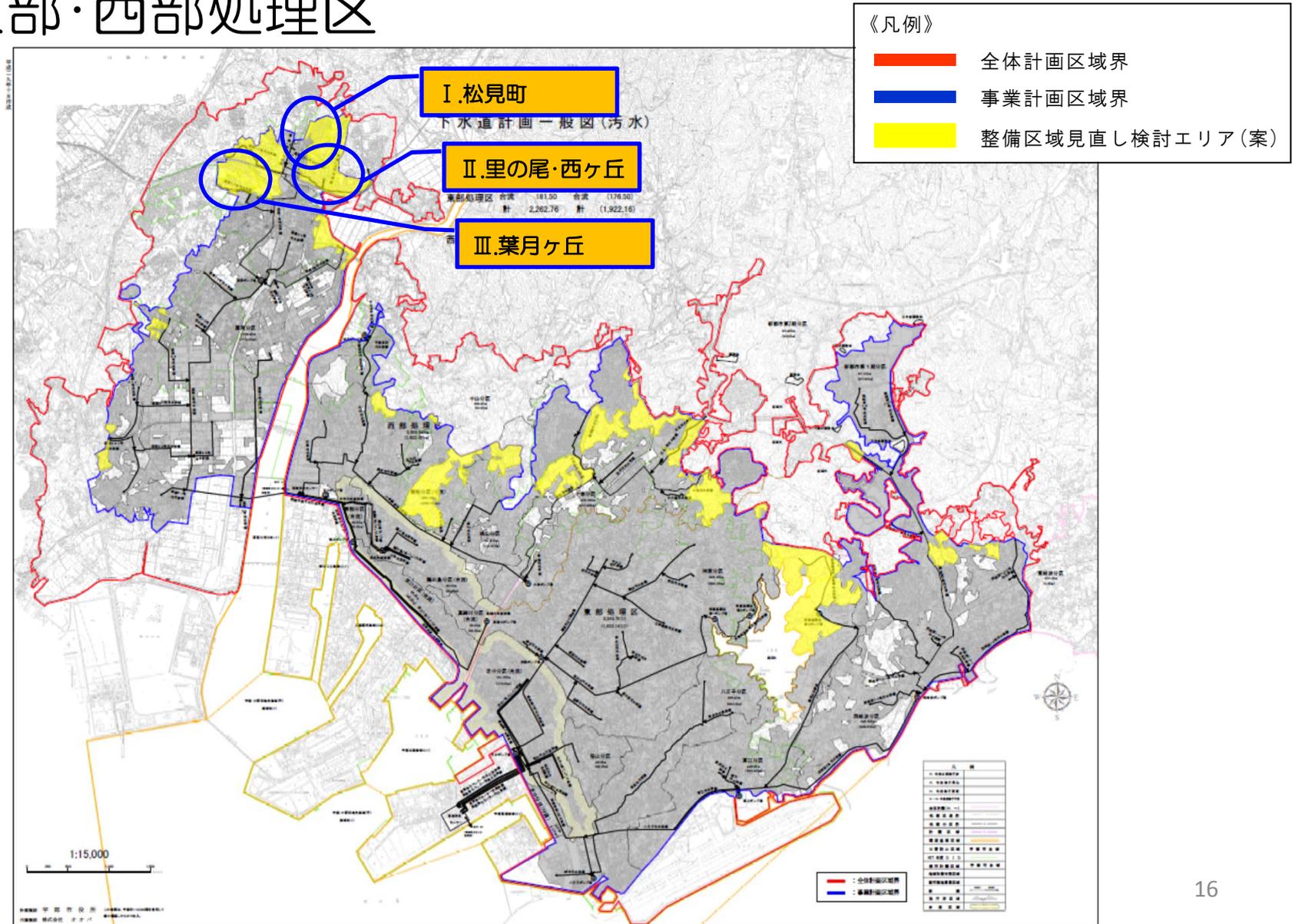
I.松見町

II.里の尾・西ヶ丘

III.葉月ヶ丘

3. ①整備区域の見直しエリア(案)

➤ 東部・西部処理区



3. ②見直し検討エリアの状況

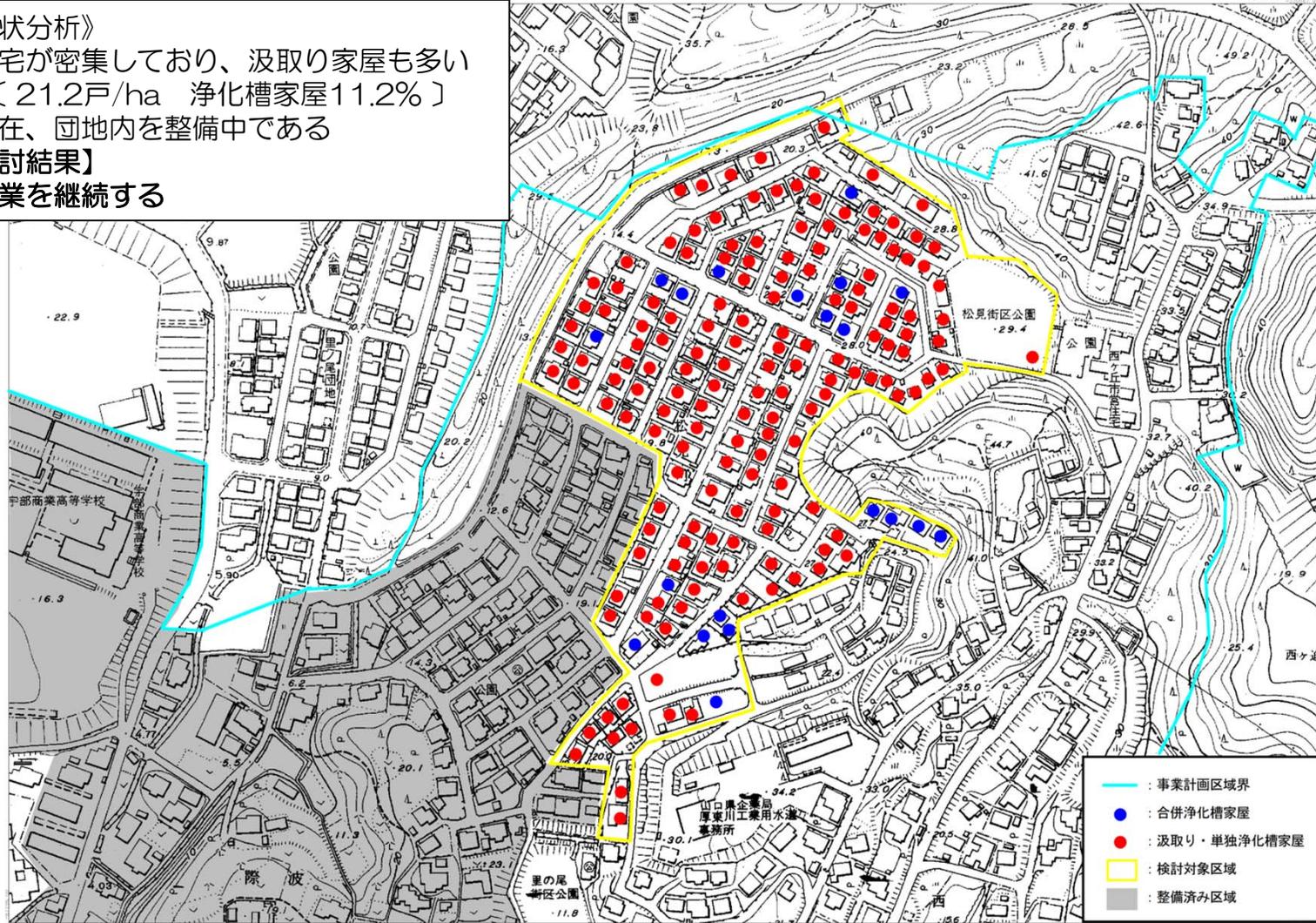
➤ I. 松見町

《現状分析》

- ・住宅が密集しており、汲取り家屋も多い
〔21.2戸/ha 浄化槽家屋11.2%〕
- ・現在、団地内を整備中である

【検討結果】

➤事業を継続する



3. ②見直し検討エリアの状況

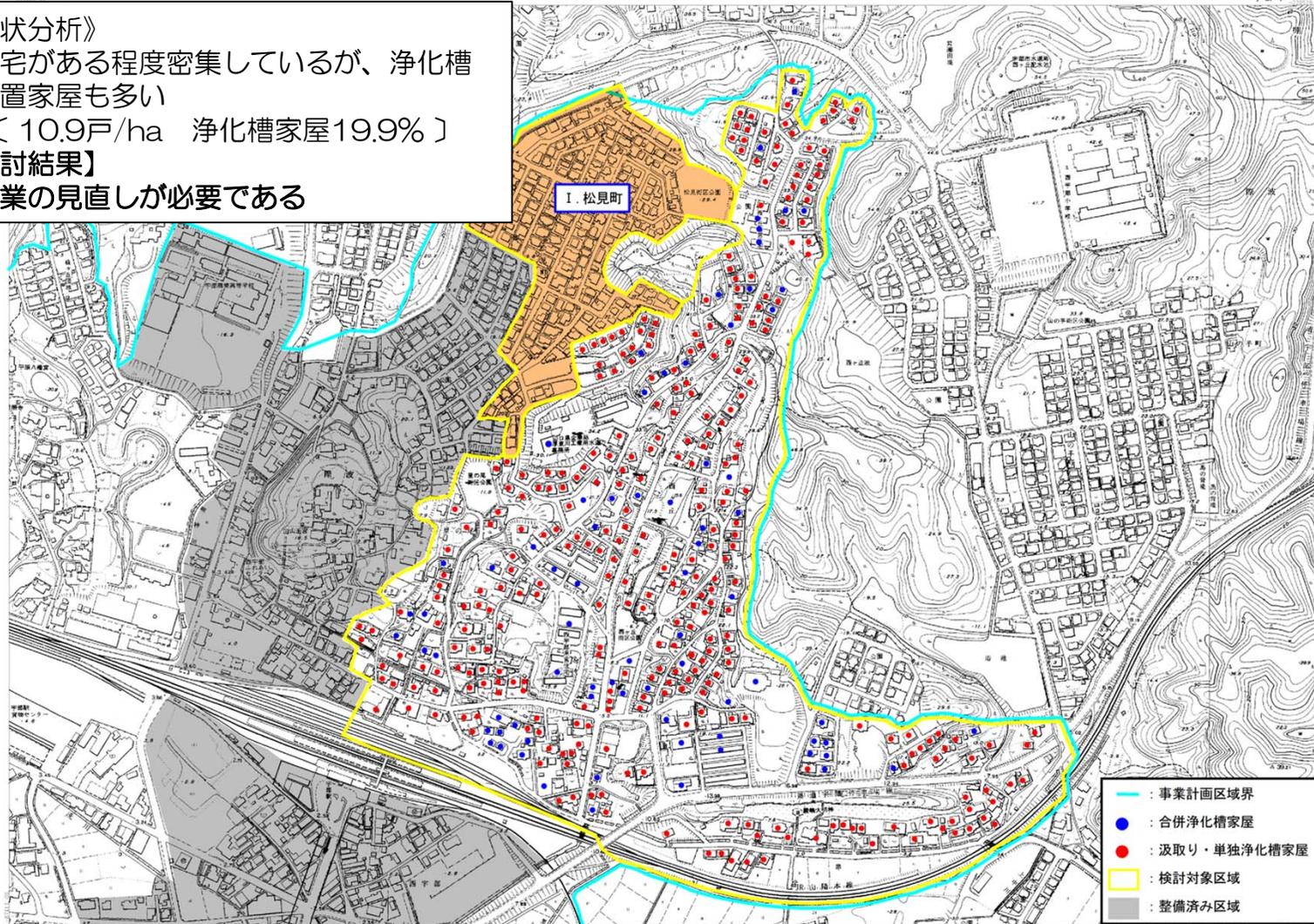
➤Ⅱ.里の尾・西ヶ丘

《現状分析》

- 住宅がある程度密集しているが、浄化槽設置家屋も多い
〔 10.9戸/ha 浄化槽家屋19.9% 〕

【検討結果】

➤事業の見直しが必要である



3. ②見直し検討エリアの状況

➤Ⅲ.葉月ヶ丘

《現状分析》

- ・住宅がある程度密集しているが、浄化槽設置家屋も多い
〔16.5戸/ha 浄化槽家屋27.3%〕

【検討結果】

- 事業の見直しが必要である
- 際波台の流入を考慮すると、
事業を継続する

